

## 今後の地方協議会について

平成 27 年度から中央及び各都道府県に設置している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」（中央に設置している協議会を「中央協議会」、都道府県に設置している協議会を「地方協議会」という。以下同じ。）では、これまで「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の策定や「パイロット事業」等の実証実験による取組の深掘り、さらに、荷待ち件数が特に多い輸送分野等において、輸送品目ごとの課題整理や改善策の検証を実施し、サプライチェーン全体での課題解決に向け取り組んできたところです。

令和 6 年度から「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に基づき、自動車運転の業務について時間外労働の上限規制が適用されることを踏まえ、自動車運転者の長時間労働の改善と生産性向上の取組を、荷主と連携して更に加速させていく必要があり、これまでの中央協議会や地方協議会で取り上げられた課題について、トラック運送事業者、荷主、行政等の関係者が一丸となって、解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

また、取引環境・労働時間改善の課題は、令和 6 年度時点を乗り越えれば解決する一過性のものではなく、中長期的に継続してこれらの課題に対応していく必要があります。今年度及び令和 6 年度以降も引き続き地方協議会を開催したいと考えております。

なお、来年度以降の協議内容及び開催方法等につきましては、委員の皆様からのご意見を踏まえ、より有意義なものとなりますよう今後も検討して参りますので、引き続き本協議会へのご理解、ご協力を賜りますよう、改めてお願ひ申し上げます。